事　　務　　連　　絡
令 和 ２ 年 ４ 月 ６ 日

附属病院を置く各国公私立大学事務局長　殿

文部科学省高等教育局医学教育課

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するＱ＆Ａについて

厚生労働省より，別添のとおり通知が発せられました。
つきましては，貴大学担当者への周知を図るとともに，その対応に遺漏のないようお願いいたします。

事　務　連　絡
令 和 ２ 年 ４ 月 ６ 日

各 （都道府県 / 保健所設置市 / 特別区） 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するＱ＆Ａについて

医療提供体制（入院医療提供体制）の対策の移行が行われた際の軽症者等の宿泊や自宅での療養の対象者並びに都道府県、保健所設置市及び特別区並びに帰国者・接触者外来等における必要な準備事項について、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和２年４月２日付け事務連絡）でお知らせしたところです。

今般、当該事務連絡に関するＱ＆Ａを別添のとおり作成いたしましたので、ご留意いただきますよう、お願いいたします。

軽症者等の宿泊施設や自宅での療養に関するＱ＆Ａ

１．なぜ宿泊施設や自宅で療養するのですか。
２．宿泊施設や自宅での療養はどのような流れで行われるのですか。
３．軽症者かどうかは誰が判断するのですか。
４．高齢者等と同居していても自宅療養は可能ですか。
５．軽症者等は自宅療養が原則なのですか。高齢者等と同居している場合でないと宿泊療養はできないのですか。
６．宿泊施設での療養とは具体的に何をすることになりますか。
７．宿泊施設で療養した場合は、家族と面会できないのですか。
８．宿泊施設で療養する場合の諸経費の負担はどうなりますか。
９．自宅療養とは具体的に何をすることになるのですか。
１０． 自宅療養する場合の留意事項は何かありますか。
１１． 宿泊施設や自宅で療養する場合、医師や看護師等によるケアは受けられないのですか。症状が悪化した場合はどうなるのですか。
１２． 宿泊施設や自宅での療養はいつまで続くのでしょうか。
１３． 宿泊施設や自宅での療養中の外出制限や健康状態の報告は、法律上の根拠があるのですか。体調が良くなっても、守らなければならないのですか。
１４． 軽症者等の宿泊施設等における廃棄物について、「宿泊軽症者等の食事ゴミ等は、基本的に感染性廃棄物として処理する」、「弁当のゴミや非医療従事者が使用した手袋などは、感染性廃棄物として廃棄する」又は「職員の PPE については、医療廃棄物として対応する」とされていますが、それらの廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）別表第１の４の項の下欄に定める感染性廃棄物としての取扱いを行う必要がありますか。

１　なぜ宿泊施設や自宅で療養するのですか。

（答）

○　現在は、新型コロナウイルス感染症に感染している方であれば、医療的には入院加療が必要ではない軽症の方も入院しています。

○　感染者が増加してくると、同様の対応をしていると、重症で入院による加療が必要な方や、重症化リスクが高い方の病床を確保が難しくなることが想定されます。

○　このため、感染者が増加した場合に、都道府県が、入院医療の体制について、重症者を優先とする体制へ移行することを決定します。

○　都道府県において、こうした入院医療の体制を移行した場合、軽症の方については、これまでのように入院せず、自宅や宿泊施設で療養していただくことになります。

○　その際、軽症の方については、外出等をすると、感染を広げる可能性があるため、自宅や宿泊施設から外に出ず、一定期間療養していただく必要があります。

２　宿泊施設や自宅での療養はどのような流れで行われるのですか。

○　軽症の方のうち、以下の①～④の重症化のおそれが高い方に該当しない方で、医師が入院の必要がないと判断した方は、宿泊施設や自宅での療養の対象者となります。

①　高齢者

②　基礎疾患がある者（糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者、透　析加療中の者等）

③　免疫抑制状態である者（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）

④　妊娠している者

○　医師が対象者に該当すると判断した場合には、当該医師から保健所に連絡があり、保健所において、軽症者等が同居している方の中に上記①～④（高齢者等）の方が含まれるかどうか等について確認を行います。同居者に、①～④の方（重症化のおそれが高い方）が含まれる場合で、自宅療養が難しい場合には、優先して宿泊療養となるよう、調整されます。

○　宿泊療養になった場合には、都道府県が用意する宿泊先に移動いただき、そこで、療養いただくことになります。

○　自宅療養になった場合には、公共交通機関以外の方法で帰宅いただき、外出をせず、自宅で療養いただくことになります。

３　軽症者等かどうかは誰が判断するのですか。

○　入院中の医療機関又は帰国者・接触者外来等の検査を受けた医療機関の医師が判断します。

４　高齢者と同居していても自宅療養は可能ですか。

○　高齢者と同居している場合、軽症者等と高齢者との生活空間を必ず分けることが必要です。

○　具体的には、居室を分けて接することがないようにして頂く必要があります。

○　また、トイレやお風呂も分ける方が望ましいですが、共用の場合は、

・トイレを共用する場合は、使用する都度、消毒・換気をすること

・お風呂については、入浴する順番について軽症者等の方を最後とし、入浴後に十分な清掃と換気をすることが必要になります。

○　こうした対応を行うことが物理的に困難な場合や、療養上の留意点を守ることが困難な場合には、自宅療養ではなく、宿泊療養で対応いただく必要があります。

５　軽症者等は自宅療養が原則なのですか。高齢者等と同居している場合でないと宿泊療養はできないのですか。

○　宿泊療養と自宅療養のいずれの対応となるかは、軽症者等と同居している方の状況や都道府県が用意する宿泊施設の受入可能人数、軽症者等ご本人の意向等を踏まえて、都道府県が調整することになります。

○　その際、地域における軽症者等の人数を踏まえ、宿泊人数の受入可能人数を超えることが想定される場合等には、①高齢者等と同居している方、②医療従事者等と同居している方に、優先的に宿泊療養していただくことになります。

６　宿泊施設での療養とは具体的に何をすることになりますか。

○　都道府県が用意した宿泊施設で一定期間過ごしていただくことになります。

○　宿泊施設に滞在する間は、外出はできません。食事は、宿泊施設で用意されることになります。

○　健康管理は宿泊施設において行われます。症状に変化があった場合には、すぐに宿泊施設の職員に連絡してください。

○　詳細は、宿泊施設の職員の指示に従っていただくことになります。

７　宿泊施設で療養した場合は、家族と面会できないのですか。

○ ご家族に感染してしまう可能性があるため、面会することはできません。

８　宿泊施設で療養する場合の諸経費の負担はどうなるのですか。

○ 基本的には、食費やホテルの滞在費はかかりません。タオルなどの日用品に要する費用などは必要となります。

○ 具体的には、各宿泊施設ごとに定められますので、宿泊施設の利用の際に、管理者にご確認ください。

９　自宅療養とは具体的に何をすることになるのですか。

○ 外出せずに、自宅で療養いただくことになります。

○ その間、保健所（又は保健所から依頼された方）から、一日一回、体温、咳、鼻汁、倦怠感、息苦しさ等の健康状態をお聞きしますので、報告していただきます。こうした報告は、症状の状況によって、回数が増える場合もあります。

○ 症状が変化した場合には、あらかじめ保健所から伝えられた相談先へ、我慢せずに速やかにご連絡ください。連絡を受けた相談先において、医師、看護師等や医療機関との調整等の対応が取られます。

○ 自宅療養中は、外出することができません。自宅待機の解除については、退院と同様に、２回連続で PCR 検査の結果が陰性になることが必要です。ただし、地域の医療体制の状況によっては、自宅療養を開始した日から 14 日間経過したときに、解除されることがありますので、具体的には、保健所に御確認ください。

１０　自宅療養する場合の留意事項は何かありますか。

○ 軽症者等の方は、基本的に個室で過ごしてください。行動範囲は最小限として、同居家族で接触する方は最小限としてください。

○ リネンやタオル、食器などの身の回りの者は共用しないでください。

○ 外部からの不用不急の訪問者は受け入れないようにしてください。

○ トイレやお風呂も軽症者等の方専用が望ましいですが、共用する場合には、清掃と換気を十分に行い、入浴は最後に行うようにしてください。

○ 軽症者等の方が触れる物については、一日１回以上、清掃してください。

詳細な留意事項については、以下をご覧ください。また、不明点があれば、保健所又は都道府県や保健所から紹介された相談先に、お問い合わせください。

（参考）「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアッ

プ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和２年４月２日付事務連絡）
https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf

１１　宿泊施設や自宅で療養する場合、医師や看護師等によるケアは受けられないのですか。症状が悪化した場合はどうなるのですか。

○ 宿泊療養の場合は宿泊施設に配置された看護師等が、自宅療養の場合には保健所（又は保健所から依頼された者）が、定期的に健康状況を確認します。
○ 症状に変化があった場合には、医療機関と連携し、必要な医療が受けられます。症状に応じて、必要な場合には、入院していただくことになります。

１２　宿泊施設や自宅での療養はいつまで続くのでしょうか。

○ 宿泊施設や自宅での療養の終了については、退院と同様に、２回連続で PCR 検査の結果が陰性になることが必要です。ただし、地域の医療体制の状況により、自宅療養を開始した日から 14 日間経過したときに、解除される場合がありますので、具体的には、保健所又は都道府県（宿泊施設の管理者）に確認してください。

（参考）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和２年４月２日付健感発 0402 第１号）の参考資料
https://www.mhlw.go.jp/content/000618524.pdf

１３　宿泊施設や自宅での療養中の外出制限や健康状態の報告は、法律上の根拠があるのですか。体調が良くなっても、守らなければならないのですか。

○ 新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第６条第８項の「指定感染症」に指定されており、感染症法の規定のうち、一部が適用されることになっています。
○ この適用される規定には、第 44 条の３第１項及び第２項並びに第 64 条も含まれますが、これらの規定に基づき、都道府県知事・保健所設置市の市長・特別区の区長は、健康状態の報告、居宅等の場所から外出しないこと等の必要な協力を求めることができることとされています。
○ また、新型コロナウイルス感染症については、無症状であっても病原体を保有している場合には、人に感染させてしまうリスクがあることが分かっています。そのため、熱が下がったなど、体調が良くなっていると感じる場合で

も、問１２の基準を満たすまでは、外出の自粛や、健康状態の報告をお願いします。

１４　軽症者等の宿泊施設等における廃棄物について、「宿泊軽症者等の食事ゴミ等は、基本的に感染性廃棄物として処理する」、「弁当のゴミや非医療従事者が使用した手袋などは、感染性廃棄物として廃棄する」又は「職員の PPE については、医療廃棄物として対応する」とされていますが、それらの廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）別表第１の４の項の下欄に定める感染性廃棄物としての取扱いを行う必要がありますか。

○ 軽症者等の宿泊施設等は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）別表第１の４の項の中欄イに掲げる病院や同項の中欄ロに掲げる診療所に該当しません。そのため、軽傷者等の宿泊施設等において生じた廃棄物については、廃棄物処理法施行令で定める感染性廃棄物としての取扱いが義務付けられているわけではありません。
○ ただし、これらの廃棄物については、当該施設内や廃棄物処理業者の従業員への感染防止の観点から、ごみに直接触れない、ごみ袋等に入れて封をして排出する、捨てた後は手を洗う等の感染防止策を実施する必要があります。更に慎重な対応として、廃棄物処理法施行令で定める感染性廃棄物に準じた取扱いをすることも考えられます。
○ また、医師等の訪問に伴い生じた廃棄物等のうち、特に感染性の危険が高いと判断される注射針等の廃棄物については、医療関係機関等で回収する等、医療関係機関等により感染性廃棄物として処理することが望ましいです。
○ 詳細は、令和 2 年 3 月 4 日付環循適発第 2003044 号・環循規発第 2003043 号環境省環境再生・資源循環局長通知「新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の適正処理等について（通知） 」並びに「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル 」（平成 30 年３月）、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン 」（平成 21 年３月）及び「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き 」（平成 20 年３月）をご参照ください。

（参考）
・ 令和 2 年 3 月 4 日付環循適発第 2003044 号・環循規発第 2003043 号環境省環境再生・資源循環局長通知「新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の適正処理等について（通知） 」
http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf

・「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年３月）
http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf
・「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 21 年３月）
http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/
・「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」（平成 20 年３月）
http://www.env.go.jp/recycle/misc/gl_tmwh/index.html

（以上）

新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ
（軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等の運営者の方向け）

Ｑ１　施設運営に携わる労働者の感染防止を図るため、施設の組織運営の観点から配慮すべき点を教えてください。

Ａ１　施設運営に携わる労働者の感染症を防止するために実施すべき具体的事項は、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」（令和２年４月２日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「療養マニュアル」という。）に示されておりますので、ご参照願います。

その上で、これらの事項を効果的かつ効率的に実施し、労働者の感染等の労働災害を防止していただくためには、宿泊療養を実施する組織に、全体統括責任者（療養マニュアルの２（３）①の「全体統括責任者」のことを指す。以下同じ。）を配置し、あわせて、全体統括責任者が、業務のまとまりごとに感染防止に必要な措置を行う担当者と、担当者を管理する責任者を定めていただくことが望まれます。その際、担当者は感染防止対策に関する業務を確実に実施すること、責任者は施設運営に携わる全労働者の感染防止対策を実施させる責務を担うこととするなど、責任と権限の範囲を明確に定め、必要な業務が抜け落ちることなく遂行されることで、労働者への感染防止を図ることができるものと考えます。

なお、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合には、こうした衛生管理の知見を持つ構成員からなる組織を有効活用していただくとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求めていただくことが効果的と考えられます。

また、施設運営にあたって、①保健医療の提供、②食事の手配、③生活支援（日用品・消耗品、リネン類の管理等）、④物品等配布回収（居室への荷物等の配布、ゴミ等の回収）、⑤警備などの業務については、複数の請負契約によって外部委託する場合が想定されます。こうした場合には、共通のスペースで複数の請負業者が同時に作業を行う結果、請負業者相互間で作業に関する連絡調整が不十分であれば、請負業者の労働者等が新型コロナウイルスに感染するリスクがあります（例：消毒が必要なリネン類について、消毒を行う請負業者とは別の請負業者の労働者が知らずに触ってしまう等）。

このようなリスクを低減するために、全体統括責任者は、①請負業者との連絡調整を行う責任者の選任、②請負業者との協議を行う会議の設置・運営、③請負業者の具体的な作業内容や留意点を記載した作業指示書の作成、④請負業者が自社の労働者に実施する感染防止対策に関する教育への指導・援助などを行っていただくことが望まれます。

Ｑ２　施設運営に携わる労働者に対して、感染防止対策について指導を行う際に配慮すべき点を教えてください。

Ａ２　軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等では、平常時と同様の業務を実施する場合であっても、以下の例のとおり、感染防止のための装備や、消毒の実施、換気の徹底等、

作業環境や作業方法が異なります。施設運営に携わる労働者に対して感染防止対策の指導を行うことは、作業内容を変更した際に労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行うことと同様に、事故・感染防止に重要と考えられます。

（例）

・　清掃の際には、手袋、サージカルマスク、目の防護具、長袖ガウンを使用し、次亜塩素酸 0.1%溶液及びアルコールによりドアの取手やノブ、ベッド柵等を拭く必要があること。また、室内の家具・備品の消毒及び十分な換気を行う必要があること。

・　体液で汚れたリネンを取り扱う際は、手袋、長袖ガウン、サージカルマスクを付け、80℃以上の熱湯に 10 分以上つける又は 0.1%次亜塩素酸で消毒を行う必要があること。

このため、労働者が従事する作業内容に応じた感染防止対策について、保健所又は感染管理に知見を有する医師等から各業者の責任者等に対して指導を行っていただき、事前に防止対策の要点を労働者に周知徹底する必要があります。

また、新規採用者や今般の対応に伴う配置転換に伴い初めて当該業務に就く者、外国人労働者等を含め、すべての労働者が内容を十分に理解できるよう丁寧に説明していただき、教育の実施状況を確認していただく必要があります。

Ｑ３　施設運営に携わる労働者が風邪症状を呈した場合には、どのように対応したらよいでしょうか。

Ａ３　新型コロナウイルスに感染した場合、数日から 14 日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けがつきません。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考慮した労務管理を行っていただく必要があります。

具体的には、次のような対応が考えられます。なお、①高齢者、②基礎疾患がある者、③免疫抑制状態にある者、④妊娠している者は、重症化のおそれが高いと考えられるため、施設運営に携わることのないようにすることが望ましいですが、もし施設運営に携わらざるを得ない状況である場合には、特に配慮をお願いいたします。

・　発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者への出勤免除を実施するとともに、その間の外出自粛を勧奨すること。

・　労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合い、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。

・　風邪の症状が出現した労働者が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、マスク着用の上、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。

・　「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」を労働者に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう促すこと。

Ｑ４　施設運営に携わる労働者がＰＣＲ検査陽性となった場合に備えて、準備しておくことはありますか。

Ａ４　万が一、新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」という。）が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者（全体統括責任者にあっては「労働者及び請負業者」）に周知してください。

・　労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者や全体統括責任者への報告に関すること（報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲等）。
・　職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること。
・　労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと。
・　その他（保健所との連携や、必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関すること等）。

Ｑ５　施設運営に携わる労働者に対して、労働条件の面から配慮することはありますか。

Ａ５　軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等においては、労働者に対して、Ｑ１～４でお示ししたようなマニュアルや、各施設等で作成される対応マニュアル、万が一、労働者が新型コロナウイルスの陽性者やその濃厚接触者となった場合の措置等について、あらかじめ十分に共有するようにしてください。

また、労働基準法その他の労働関係法令について遵守をお願いするとともに、特に軽症者等の宿泊療養等を実施する際の対応として、

①　緊急対応時を含め、具体的に各労働者が実施すべき業務の内容、程度や、それに対応する賃金の額などの労働条件を明確にしておくこと
②　労働者が新型コロナウイルスの陽性者やその濃厚接触者となった場合の休業制度や、休業に伴う手当等についても、あらかじめ労使で話し合い、十分に共有しておくこと
③　労働者の長時間労働による健康障害を予防するため、医師による面接指導が確実に実施できる体制を整備すること

などにも配慮をお願いします。